

仙台市農業委員会第 28 回総会議事録

I. 開催日時 令和 2 年 9 月 29 日（火曜日）午後 1 時 27 分から午後 2 時 47 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. あっせん会の報告
5. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 4 号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件
6. 協議
 - (1) 農地の権利取得に係る下限面積の見直し（事務局草案）
 - (2) 仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員担当区域名等の変更について（案）
7. 報告
 - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (6) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件
 - (7) 売り渡し希望農地一覧表
 - (8) 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書提出概要
 - (9) 第 1 回企画検討チーム会議報告（令和 3 年度農作業標準料金策定について）
8. その他

- (1) 会長報告
- (2) 農業委員会関係出張等の復命
- (3) 事務局からの連絡事項
 - ①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係主任	伊藤 秀宣	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時27分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第28回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。	
	(異議なし)	
議 長	それでは、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員を指名いたします。	
議 長	議案に入る前に、あっせん会の報告を中野勲委員長からお願いします。	
中野勲委員 (あっせん事業 運営委員会委員 長)	9月14日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、4件のあっせんがありました。1件目は若林区荒井の農地で、売渡申出人と買受申出人がそれぞれ出席しました。2件目は若林区荒井の農地で売渡申出人3人が出席し、買受申出人は本人が出席しました。3件目は若林区荒井の農地で売渡申出人と買受申出人がそれぞれ出席しました。4件目は若林区霞目の農地で売渡申出人の代理人が出席し、代理人については、委任状を提出していただきました。買受申出人は本人が出席しております。あっせん委員は、太白区から嶺岸若夫委員と泉区から品川忠夫委員が出席し調整しました。あっせんの結果、4件のうちの3件が成立し、あっせん調書に双方が署名捺印をしています。なお	

代金の支払い方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。以上です。

議長

議案に入ります。 (午後1時33分)

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会を、第二調査委員会が担当し、9月23日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。

第1号議案については、8番菅野則義委員の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了までを、菅野則義委員は退席していただきます。

(菅野則義委員退席)

調査報告 (机上配布)

(第二調査委員会委員長嶺岸若夫報告)

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、第二調査委員会が担当し、9月23日に実施いたしました。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私(18番嶺岸若夫委員)の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が1件、交換による耕作利便が2件、使用貸借権の設定による農業承継が1件の合計4件です。番号1番と2番の報告は10番佐藤千治委員、番号3番と4番の報告は17番松原菊男委員です。

議長

それでは最初に第1号議案の番号1番を審議することにいたします。
調査結果は書面報告とします。

調査報告 (机上配布)

(10番佐藤千治委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、中間管理事業で譲受人の世帯が借り受けていましたが、今回、農地法第18条第6項の通知により合意解約ができています。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、収穫機1台、田植機は共同で1台を所有し、家族5人で452aの農地を耕作しています。9月13日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号1番について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。

よって、第1号議案の番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件は、許可と決定いたします。

それでは、第1号議案の番号1番の菅野則義委員の案件が終了しましたので、菅野則義委員は入室してください。

(菅野則義委員 入室)

(午後1時35分)

議 長

それでは、引き続き第1号議案の審議をします。

番号2番から4番までの調査結果報告は、引き続き書面報告とします。

調査報告（机上配布）

(10番佐藤千治委員報告)

番号2番は、使用貸借権の設定により農業承継を図るものです。申請地は、農地法第5条許可により仮設道路に一時転用していましたが、一時転用期間が（平成30年10月30日から令和2年8月31日まで）終了し、農地復元完了報告が提出され農地が返還されたことから、今回農業者年金の経営移譲年金を適正に受給できるようにするため、同一世帯の後継者へ使用貸借権の設定により経営移譲を図るものです。譲受人は現在、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で58aの農地を耕作しています。9月16日に太田勝農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(17番松原菊男委員報告)

番号3番は、交換により耕作利便を図るものです。番号4番と関連があります。申請地は、譲受人の農地のまともりに属しており、譲渡人にとって耕作が不便なことから、交換により利便性を図るものです。譲受人は現在、耕うん機2台を所有し、田植えと稲刈りは作業委託により、家族2人で52aの農地を耕作しています。9月14日に阿部忠弘農地利用最適化推進委員が申請地の利用状

況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、交換により耕作利便を図るものです。番号3番と関連があります。申請地は、譲受人の農地のまとまりに属しており、譲渡人にとって耕作が不便なことから、交換により利便性を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で145aの農地を耕作しています。9月14日に阿部忠弘農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案の番号2番から番号4番までについて、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号2番から番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案の番号2番から番号4番の農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時37分)

議長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第二調査委員会委員長嶺岸若夫報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、農業用施設に転用するものが1件です。番号1番の報告は8番菅野則義委員です。

(8番菅野則義委員報告)

番号1番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の

農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改進黨業施行区域内で土地改進黨業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、農用地です。1月30日開催の第20回農業委員会総会において、農振の用途区分変更で、「やむを得ない」と意見決定し、2月3日に用途区分変更が決定しているものです。申請は、農業を営む申請者が、田529㎡を転用して、農業用機械格納庫に105.3㎡、駐車場（2台）に25㎡、転回スペースに193㎡、通路等に205.7㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時38分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

(第二調査委員会委員長嶺岸若夫報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、緑地に転用するものが1件、分家住宅に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件の合計3件です。番号1番の報告は12番佐藤とみ委員、番号2番の報告は14番鈴木通委員、番号3番の報告は16番高橋勝彦委員です。

(12番佐藤とみ委員報告)

番号1番は、緑地に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地

は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準に該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が隣接地にある太陽光発電事業地（令和元年12月18日に農地法第5条許可。34,000㎡の太陽光発電事業）の管理のため、畑1,960㎡を転用し、管理用地となる緑地に1,508㎡、管理用通路に290㎡、駐車場（普通車6台）に90㎡、資材置場に72㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（14番鈴木通委員報告）

番号2番は、分家住宅に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲渡人の孫が、畑299㎡（実測299.89㎡）を転用し、住宅（1棟）に109.30㎡、駐車場（普通車4台）に65.25㎡、庭に125.34㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、住宅ローン事前審査結果の写しが提出されております。なお、9月8日付で開発行為許可申請が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（16番高橋勝彦委員報告）

番号3番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、地上権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外で、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が、未整形地である田2,340㎡を転用し、太陽光発電パネル252枚（発電出力49.5kW）に466㎡、通路等に1,874㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の社判が押された借入申込書の写しが提出されております。地上権の設定期間は、20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員 (4番)	<p>番号1番の太陽光の関係で3点あります。昨年11月の転用申請の拡張ですが、転用者の名義が違います。11月の方と今回の転用者はどういう関係か説明をお願いします。</p> <p>また、保全緑地という計画がありましたが、太陽光の許可ももらった上に緑地でさらに増やす理由は、何か事情があったのですか。</p> <p>3つ目として、議案書の申請事由に「緑地」とだけ載っていて、後で見た時に緑地として許可したように見えてしまうため、例えば太陽光発電事業の保全緑地とした方が、誤解がなくていいのではないのでしょうか。</p>
佐藤とみ委員 (12番)	<p>令和元年11月の太陽光発電事業の転用者から、その後別の法人に事業譲渡されています。今回の転用許可申請者はその法人への出資会社であり、太陽光発電事業地内の緑地を所有し管理を行っています。</p> <p>緑地を増やす理由ですが、申請地は長年耕作されず荒廃が進み、山林化していて隣接する太陽光発電施設に対する鳥獣被害が懸念される場所です。申請者が一体的に太陽光発電事業の緑地として管理し、被害を防ぐため申請に至ったものです。受付時に、許可後は山林化した樹木の剪定を実施し、適切に管理することを確認しています。</p>
事務局	<p>3つ目のご指摘について、調査にあたった委員は申請書類を確認しているので太陽光に関係する緑地だと分かりますが、議案書を一見して理解できるよう、申請事由はご提案のとおり、「太陽光発電施設保全緑地」に修正したいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>議案書の転用目的を「緑地」でなく、「太陽光発電施設保全緑地」と修正することを併せてお諮りします。なお、このような案件は今後ともそのような表記として扱っていきたいと思います。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p>
	(意見等なし)
議長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時46分)</p>
議長	<p>第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、</p>

を上程いたします。

調査委員会の結果を、嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会委員長)

第4号議案の調査結果を報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私の4名で、聞き取り調査については、全員で経済局農政企画課の説明を受け行いました。この整備計画の変更は別紙のとおり、用途区分の変更が1件です。

調査結果の報告は、9番郷古雅春委員から報告します。

郷古雅春委員
(9番)

第4号議案の調査結果を報告します。農業用施設用地に用途区分を変更するものです。申請は、畑1,498㎡のうち788㎡を農業用施設に整備して、効率的に営農を図るものです。当該地は法人の営農地に近接し、土地の一部はすでに農業用施設用地に変更していることから、一体的な土地利用を図り効率的な営農に寄与できるとして選定したものです。また、申請者が代表を務める法人は、令和元年8月に認定農業者の認定を受けており、農業経営改善計画の経営規模拡大に関する目標とも整合性がとれていることを確認しております。なお、2a以上の用途区分変更になるので、農業振興地域整備計画変更後に、農地法の手続きが必要になります。今回の変更については、用途区分変更の要件をすべて満たしているものです。

農用地利用計画変更申出書など関係書類を検討した結果、「やむを得ないもの」と調査いたしました。

議 長

第4号議案について調査の結果、「やむを得ないもの」と調査報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第4号議案について、「やむを得ない」との意見に、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、「やむを得ない」との意見を付すことに決定いたします。

(午後1時50分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

協議事項(1)「農地の権利取得に係る下限面積の見直し(事務局草案)」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —

「現行 50 a の下限面積を、30 a に見直し、仙台市全域において令和 3 年 4 月 1 日から実施する。」ことを事務局草案として提案し、この草案に対して農業委員、農地利用最適化推進委員及び関係機関へ意見照会を行う。

議 長

協議事項 (1) について、ご質問・ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(4 番)

新規就農者を確保する上でも下限面積を下げるのは必要だということですが、全国で新規就農者の多い市町村の下限面積はいくらかというのが参考に欲しいです。下限面積を下げる理由が新規就農者促進ということなので、下限面積 30a の市町村がたくさんあり、新規就農者が毎年 4, 5 人ずついるよとなると説得力がありますので、そういうデータが欲しいです。

事務局

難しいかもしれませんが、統計資料で確認した上で分かれば、出せる範囲でお出しします。

議 長

他にご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、(1)「農地の権利取得に係る下限面積の見直し(事務局草案)」について、事務局説明のとおり、意見の提出をお願いします。

議 長

続きまして、協議事項 (2)「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員担当区域名等の変更について(案)」を事務局から説明願います。

事務局 主幹
兼振興係長

— 説明 —

区域の統合、区域名の変更、区域詳細を変更し、令和 2 年 10 月 1 日施行する。

議 長

協議事項 (2) について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、(2)「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員担当区域名等の変更について(案)」は、承認といたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後 2 時 19 分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1) 農地改良工事(現状変更)届出につきまして、嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告していただきます。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長)

農地改良工事(現状変更)届出について、調査結果を報告いたします。届出は、1件ありました。田 7,723 m²を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振その他の区域の農地です。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。8月28日開催の第27回農業委員会総会において、農地法第3条により許可した農地であり、3,000 m²を超える農地改良工事についても、併せて承認をした案件です。六次産業施設の一環として盛土整地をし、ビニールハウスでイチゴを栽培していく計画です。道路から60 cm~90 cm程度の高さに盛土する計画で、隣接する農地とは水路及び道路を挟んでおり、周辺農地への影響はないこと及び排水対策や近隣住民へ配慮することも確認しております。特に排水については、土側溝をきちんと直す、排水の水と油の分離槽も作り、排水対策に努めていくということでした。盛土工事期間は、10月10日から令和3年3月31日までの約6ヶ月です。加藤和江委員が9月8日に現地を確認しております。仙台東土地改良区と土地所有者からの同意書も提出されており、関係書類も整備されております。詳細については別添報告書のとおりです。

議長

調査結果の報告がありましたが、何か質問等はありませんか。

(全員なし)

議長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(7)売り渡し希望農地一覧表までを事務局から報告願います。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4027から4029まで3件の届出がありました。転用目的の内訳は、宅地への転用が2件、倉庫への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していただきましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから5ページに記載の通り、番号5059から5078まで20件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が9件、宅地造成への転用が3件、駐車場への転用が6件、倉庫・宅地への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していただきましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、6ページから7ページに記載のとおり12件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。

続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、8ページに記載のとおり3件ありました。すべて合意解約によるものです。

続きまして、(6)相続税の納税猶予に係る適格者証明願については、9ページに記載のとおり1件ありました。

	<p>続きまして、(7)売り渡し希望農地一覧表ですが、あっせんで成立したものが3件、新規申出が1件、価格の変更申出が1件ありましたので、一覧表を修正しております、なおホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしく願います。農地関連の報告事項は以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(2)から(7)までについて、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようです。次に(8)農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書提出概要を私から(佐々木均会長)、(9)第1回企画検討チーム会議報告(令和3年度農作業標準料金策定について)を、松原企画検討チーム長から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
(8)佐々木会長	<p>— 説明 —</p> <p>(8)農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書提出概要</p>
(9) 松原企画 検討チーム長	<p>— 説明 —</p> <p>(9)第1回企画検討チーム会議報告(令和3年度農作業標準料金策定)について</p>
議 長	<p>(8)農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書提出概要と、(9)第1回企画検討チーム会議報告(令和3年度農作業標準料金策定)についてご質問等はありませんか。</p> <p>これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。</p> <p>以上で報告事項を終了いたします。</p> <p>(午後2時36分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。</p> <p>(1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料5をご覧ください。</p>
会 長	<p>(会長報告)</p>
議 長	<p>続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について</p> <p>加藤和江委員から9月11日開催のみやぎアグリレディス21の令和2年度地区別懇談会の報告をお願いします。</p>
加藤和江委員	<p>— 報告 —</p>
議 長	<p>次に(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(3)事務局からの連絡事項について</p>

振興係	①その他事務局からの連絡事項
議 長	その他についてご意見、ご質問等はございますか。
	(意見なし)
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ、以上で全てを終了いたします。
司会：主幹兼 振興係長	それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理人からお願いします。
中野会長職務 代理人	以上をもちまして、仙台市農業委員会第28回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後2時47分)